

福岡県火災共済協同組合の

生命傷害共済

中小企業・個人事業主 の皆様向けの
不慮のケガや病気 による
身体・生命のリスクに備える共済です



福岡県火災共済協同組合



生命傷害共済の特徴



ポイント① 共済掛金是一律です。

職業、職種により共済掛金が異なることはありません。
たとえば、事務職や建設作業職など異なる職種であっても
同様の契約コースであれば共済掛金は同じです。

ポイント② 企業の福利厚生（慶弔金）にご活用いただけます。

従業員は企業の財産です。従業員の満足度向上が離職防止につながります。
福利厚生制度（慶弔金）を充実させることで、
ずっと働きたいと思われる企業へ...

ポイント③ 幅広い年齢層の方にご加入いただけます。

生命傷害共済：満6歳～満69歳、傷害共済：満6歳～満79歳

例えば、個人事業主と生計を一にするご家族の皆様にご加入いただけます。
働き盛りの事業主、その配偶者、お子様向けに必要な保障内容・保障額を選べます。
またシニアプラン*に移行することで、生命傷害共済で満74歳まで継続できます。
※共済掛金や保障内容等が変更となります。

ポイント④ 天災危険を保障します。

天災（地震・噴火・津波）を原因とする傷害も保障します。

お引受けにあたって

ご加入者（被共済者）の範囲



○健康で、正常に就業し、または日常生活を営む方

①生命傷害コース：満6歳以上満70歳未満の方

②傷害コース：満6歳以上満80歳未満の方

③生命傷害コース(シニアプラン)：満70歳以上満75歳未満の方

※ただし、満70歳未満から更新継続された方に限ります。

共済期間

共済契約の申込日の翌月1日午前0時から1年とします。ただし、共済契約申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

共済責任の開始時期

初年度契約の場合、共済掛金を払い込んだ日の翌日の午前0時とします。

共済契約の継続

①共済契約の継続は、共済契約満了の日の14日前までに、共済契約者より別段の意思表示がない場合には、原則として共済契約満了の日の契約内容と同一の内容で毎年自動継続します。

②共済金請求状況や年齢などによって、共済期間満了後、ご契約を継続できないことや保障内容を変更させていただくことがあります。

③当組合が普通共済約款、特約条項、共済掛金率等を改定した場合、改定日以降に共済期間の初日（始期日）とする継続契約には、その始期日における普通共済約款、特約条項、共済掛金率等が適用されます。そのため、継続契約の保障内容や共済掛金が継続前のご契約と異なることがあります。

共済金をお支払いする場合



共済金の種類	共済金をお支払いする場合
生命死亡（高度障害）共済金	共済期間中の疾病または傷害により死亡または高度障害になったとき
傷害死亡（高度障害）共済金	共済期間中の傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または高度障害になったとき
傷害後遺障害共済金	共済期間中の傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款に定める後遺障害が生じたとき
傷害入院共済金	共済期間中の傷害により入院したとき。ただし、共済証書記載の日数を限度とする。
傷害手術共済金	共済期間中の傷害により、病院または診療所において手術を受けたとき ●入院中の手術・・・傷害入院共済金日額の10倍 ●外来で受けた手術・・・傷害入院共済金日額の5倍
傷害通院共済金	共済期間中の傷害により通院したとき。ただし、共済証書記載の日数を限度とする。
交通傷害・災害死亡（高度障害）共済金	共済期間中に「交通事故」「建物の火災」「風災・ひょう災・雪災」「落雷」「台風、暴風雨、豪雨等による洪水等の水災」による傷害に対して傷害死亡（高度障害）共済金が支払われるとき
交通傷害・災害後遺障害共済金	共済期間中に「交通事故」「建物の火災」「風災・ひょう災・雪災」「落雷」「台風、暴風雨、豪雨等による洪水等の水災」による傷害に対して傷害後遺障害共済金が支払われるとき
交通傷害・災害入院共済金	共済期間中に「交通事故」「建物の火災」「風災・ひょう災・雪災」「落雷」「台風、暴風雨、豪雨等による洪水等の水災」による傷害に対して傷害入院共済金が支払われるとき
交通傷害・災害手術共済金	共済期間中に「交通事故」「建物の火災」「風災・ひょう災・雪災」「落雷」「台風、暴風雨、豪雨等による洪水等の水災」による傷害に対して傷害手術共済金が支払われるとき

※天災危険保障特約が付帯されているため、「地震もしくは噴火またはこれらによる津波」により、傷害（ケガ等）を被った場合には規定に従い共済金をお支払いします。



ご契約の際のご注意

告知義務

共済契約者、被共済者には、共済契約の締結に際し、告知事項（注）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

（注）危険に関する重要な事項として当組合が告知を求めるもので、共済契約申込書に★印がついている項目のことです。

この項目が事実と違っている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご契約を解除することや、共済金をお支払いできないことがあります。告知事項の記入内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

ご契約後のご注意

通知義務

① 共済契約証書記載の住所を変更された場合は、遅滞なく取扱代理所または当組合までご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

② 本共済では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。これらの職業に就かれた場合は、遅滞なく取扱代理所または当組合までご通知ください。ご契約を解除しますのであらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、共済金の支払事由が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後の身体障害に対しては、共済金をお支払いできません。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競走選手、自動車競走選手、自転車競走選手、モーターボート競走選手（水上オートバイを含みます。）
猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士

③ 上記以外のご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理所または当組合までご通知ください。

クーリングオフについて

共済期間が1年を超えるご契約はできませんので、クーリングオフ制度の対象ではありませんのでご注意ください。

組合員資格のご確認

ご加入にあたり、ご契約者の組合員資格について確認をさせていただきます。なお、新たに組合員となる場合は出資金が必要となります。また、組合員以外のご契約はお取り扱いできない場合があります。

個人情報の取り扱いについて

この共済契約に関する個人情報は、当組合がこの共済引受の審査および履行のために利用するほか、当組合が、この共済契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や共済引受の審査および共済契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用したりすることがあります。（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）

ただし、保健医療等の特別なセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は中小企業等協同組合法施行規則等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この共済契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務提携先（共済代理所を含む）、保険仲立人、医療機関、共済金の請求・支払に関する関係先等に提供することがあります。

契約等の情報交換について

当組合は、この共済契約に関する個人情報について、共済事業の健全な運営のために、全日本火災共済協同組合連合会・全国共済商工協同組合連合会のほか、一般社団法人日本共済協会をはじめとした当組合の提携先企業・団体等との間で登録または交換を実施することがあります。

再共済について

当組合は、この共済契約に関する個人情報を、再共済契約の締結や再共済金等の受領のために、再共済団体等に提供を行うことがあります。

共済金をお支払いしない主な場合

共済金の種類	共済金をお支払いしない主な場合
生命死亡共済金 生命高度障害共済金	■初年度契約の責任開始日から共済期間満了の日までの自殺行為 ■故意または重大な過失 ■闘争行為または犯罪行為 ■刑の執行 ■戦争、外国の武力行使または暴動等 など
傷害死亡共済金 傷害高度障害共済金 傷害後遺障害共済金 傷害入院共済金 傷害手術共済金 傷害通院共済金	■故意または重大な過失 ■闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■脳疾患、疾病または心神喪失 ■妊娠、出産、早産または流産 ■外科的手術その他の医療処置 ■戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの ■頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など

このパンフレットは「生命傷害共済」の概要を説明したものです。ご契約の際には、重要事項説明書及び普通共済約款をご一読ください。

お問い合わせ、お申し込みは

【取扱代理所】

【取扱組合】



福岡県火災共済協同組合

〒812-0046

福岡市博多区吉塚本町9-15

福岡県中小企業振興センター8階

TEL092-622-8071 FAX092-622-8838

<http://www.fkyosai.com/>

2022年4月1日改定

生命傷害コース

(円)

契約コース 保障内容			標準プラン							シニアプラン
			生命傷害 200	生命傷害 100	生命傷害 Ⅰ 400	生命傷害 Ⅰ 200	生命傷害 Ⅱ 200	生命傷害 Ⅱ 100	生命傷害 Ⅲ 100	生命傷害 シニア30
契約可能年齢			満6歳～満69歳まで							満70歳～ 満74歳まで
共済掛金	月払		1,560	780	2,560	1,610	1,280	800	2,130	1,030
	年払		18,720	9,360	30,720	19,320	15,360	9,600	25,560	12,360
死亡 (高度障害) 共済金	病気		200万	100万	400万	200万	200万	100万	100万	30万
	不慮の事故		400万	200万	800万	600万	400万	300万	400万	60万
	交通事故等		600万	300万	1000万	800万	500万	400万	600万	90万
後遺障害 共済金	不慮の事故		8万～ 200万	4万～ 100万	16万～ 400万	16万～ 400万	8万～ 200万	8万～ 200万	12万～ 300万	1.2万～ 30万
	交通事故等		16万～ 400万	8万～ 200万	24万～ 600万	24万～ 600万	12万～ 300万	12万～ 300万	20万～ 500万	2.4万～ 60万
傷害入院 共済金	不慮の事故	365日	2,400	1,200	4,500	4,500	2,250	2,250	8,000	*****
		120日	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****	360
	交通事故等	365日	2,400	1,200	6,000	6,000	3,000	3,000	8,000	*****
		120日	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****	360
傷害手術 共済金	不慮の事故	入院	24,000	12,000	45,000	45,000	22,500	22,500	80,000	3,600
		外来	12,000	6,000	22,500	22,500	11,250	11,250	40,000	1,800
	交通事故等	入院	24,000	12,000	60,000	60,000	30,000	30,000	80,000	3,600
		外来	12,000	6,000	30,000	30,000	15,000	15,000	40,000	1,800
傷害通院 共済金	不慮の事故	365日	1,200	600	*****	*****	*****	*****	4,000	*****
	交通事故等	120日	*****	*****	*****	*****	*****	*****	*****	180

* シニアプランは標準プランより継続加入のみ

傷害コース

(円)

契約コース			傷害 100	傷害 200	傷害 300	傷害 400	傷害 500
保障内容							
契約可能年齢			満6歳～満79歳まで				
共済掛金	月払		300	610	810	900	1,000
	年払		3,600	7,320	9,720	10,800	12,000
死亡 (高度障害) 共済金	病気		*****	*****	*****	*****	*****
	不慮の事故		100万	200万	300万	400万	500万
	交通事故等		200万	400万	600万	800万	1000万
後遺障害 共済金	不慮の事故		4万～ 100万	8万～ 200万	12万～ 300万	16万～ 400万	20万～ 500万
	交通事故等		8万～ 200万	16万～ 400万	24万～ 600万	32万～ 800万	40万～ 1000万
傷害入院 共済金	不慮の事故 ・ 交通事故等	365日	1,200	2,400	3,000	3,000	3,000
傷害手術 共済金	不慮の事故 ・ 交通事故等	入院	12,000	24,000	30,000	30,000	30,000
		外来	6,000	12,000	15,000	15,000	15,000
傷害通院 共済金	不慮の事故 ・ 交通事故等	365日	600	1,200	1,500	1,500	1,500